

休眠預金等活用審議会運営規則（案）

平成 29 年 5 月 22 日
休眠預金等活用審議会決定

休眠預金等活用審議会令（平成 29 年政令第 140 号）第四条の規定に基づき、この規則を定める。

（会議の招集）

第一条 休眠預金等活用審議会（以下「審議会」という。）の会議（以下、「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、審議会の会議を招集しようとするときは、あらかじめ、日時、場所及び議題を委員及び議事に関係のある専門委員に通知するものとする。

（会議への出席）

第二条 休眠預金等活用審議会令第二条第 1 項及び第 2 項に規定する出席には、会議の開催場所への出席のほか、会長が必要と認めるときには、電話会議システムを利用した出席を含めるものとする。

（発言）

第三条 会議において発言しようとする者は、会長の許可を受けなければならない。

（出席等）

第四条 会議を欠席する委員は、代理人を会議に出席させ、又は他の委員に議決権の行使を委任することはできない。ただし、会長は、欠席する委員からあらかじめ申し出があり、代理人の出席が必要と判断するときは、代理人の出席及び発言を認めることができる。

2 会議を欠席する委員及び専門委員は、会長を通じて、当該会議に付議される事項につき、書面により意見を提出することができる。

3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員及び専門委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（書面による議事）

第五条 会長は、やむを得ない事由により会議を開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員に送付し、その意見を徴し又は賛否を問

い、その結果をもって会議の議決に代えることができる。

(公表等)

第六条 会長は、会議終了後速やかに議事録を作成し、公表するものとする。

2 会長は、会議終了後速やかに会議の資料を公表する。

3 会長は、前二項の規定にかかわらず、公表することにより公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事録及び会議の資料の全部又は一部を非公表とすることができる。

(準用)

第七条 第一条から第六条までの規定は、部会の議事について準用する。この場合において、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(雑則)

第八条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規定は、平成 29 年 5 月 22 日から施行する。